

令和7年9月29日

日野市議会議長
奥住 匡人 様

川辺堀之内土地区画整理事業における
課題解決を目指す調査特別委員長 鈴木 洋子

委員会調査報告書

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

1 調査事件

(1) 課題の洗い直し

(2) 第三者委員会報告書の判断の妥当性・評価

※第三者評価委員の1名が辞職したことにより、評価委員の意見書及び評価委員の意見を踏まえた総括を対象とした。

(3) 以上を踏まえて市への助言・提言

2 調査の経過

期日	内容
令和6年12月17日	令和6年第4回定例会において「川辺堀之内土地区画整理事業における課題解決を目指す調査特別委員会設置に関する動議」を可決 川辺堀之内土地区画整理事業における課題解決を目指す調査特別委員会（以下「調査特別委員会」という）を設置
令和6年12月27日	調査特別委員会の委員10名を選任 ちかざわ 美樹、有賀 精一、島谷 広則、中嶋 良樹、鈴木 洋子、 中野 あきと、奥野 りん子、馬場 賢司、田原 茂、古賀 壮志
令和7年1月8日	第1回調査特別委員会を開催（出席：10名） ・正副委員長の互選（委員長：鈴木 洋子、副委員長：中嶋 良樹） ・今後の進め方について 「日野市より土地区画整理組合助成金詐欺事件等に関する第三者評価委員会へ提供した資料一式」を資料要求
令和7年1月16日	上記要求資料受領（一部除く）
令和7年2月4日	上記追加資料受領
令和7年3月21日	有賀 精一委員の辞職に伴い、佐藤 琢磨委員を選任
令和7年4月8日	上記追加資料受領
令和7年4月24日	古賀 壮志委員の自動失職に伴い、須崎 貴寛委員を選任
令和7年6月2日	「土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書」受領
令和7年6月11日	第2回調査特別委員会を開催（出席：10名） ・調査特別委員会の設置議決の一部改正（案）について ・調査方針について
令和7年6月24日	「土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書」に対する質問について回答を依頼
令和7年7月4日	上記質問事項への回答受領
令和7年7月9日	第3回調査特別委員会を開催（出席：10名） ・土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する質問事項について
令和7年7月14日	質問事項等に関して資料要求
令和7年7月18日	上記要求資料受領（一部除く）
令和7年8月1日	上記追加資料受領
令和7年8月6日	上記追加資料受領
令和7年8月7日	第4回調査特別委員会を開催（出席：10名）

	・土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する質問事項について
令和7年8月15日	第4回調査特別委員会での要求資料受領
令和7年8月18日	第5回調査特別委員会を開催（出席：10名） ・土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する質問事項について ・土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する提言等について
令和7年9月2日	第6回調査特別委員会を開催（出席：10名） ・土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する提言等について
令和7年9月25日	第7回調査特別委員会を開催（出席：10名） ・土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する提言等について ・調査報告書について

3 調査の概要

(1) 主な会議内容・質疑等

◇令和7年1月8日（水）（第1回）

正副委員長の互選が行われた後、今後の進め方が検討された。

委員長：鈴木 洋子 副委員長：中嶋 良樹

◇令和7年6月11日（水）（第2回）

調査特別委員会の設置議決が一部改正により、委員会設置期間が「調査終了まで」に変更された。執行部より土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書についての説明を受けた。

【主な質疑】

- * 1名の第三者評価委員が辞職した後、後任を探したのか。
→当初の段階で人選に難航したこともあり、検討は行ったが声かけ等を行っていない。
- * 評価委員からの指摘に基づき、どのような調査が行われたのか。
→事業の発起段階についての再調査と、元副市長H氏へのアンケートを実施している。
- * 組合側の責任についての見解は。
→科目偽装等を行っている事務局については明らかに責任があるが、理事については不正に受け取った報酬を返還しており、組合員への相応の責任は有するが損害賠償まで求められるものではないとの認識である。
- * 第8回事業計画変更への指導内容を問う。
→作業を進めており、7月末の定期総会にて組合員に対して詳細を知らせる予定である。
- * K氏が理事長相談役に就任していたことについて、市はいつ頃に認識したのか。
→平成25～26年頃には総会の場でK氏が説明しているところを区画整理課が目撃しているが、ボランティアとの認識であったようである。市全体として認識したのは、事件が発覚してか

らになる。

※報告書に対する質問は、6月20日（金）までに各会派等取りまとめることとした。

◇令和7年7月9日（水）（第3回）

会派等から提出された報告書に対する質問事項への回答を踏まえ、報告書の目次

「1. はじめに」から「3. 事業の概要」までに関する質疑が行われた。

【主な質疑】

- * 「川辺堀之内土地区画整理事業は結果的に組合施行の手法がとられたが、市施行とすべき案件であったかを検証することで 実施手法の妥当性を考察する。」とあるが、このことを検証する必要があると考えた市の認識は。
 - 組合施行という「実施手法の妥当性を考察する」ことにより、組合自身の責任で行う組合施行による事業であっても、本来負うべきであった市の責任の有無を明らかにする趣旨から実施した。
- * 「市施行とすべき案件であったかを検証する」とあるが、目的は。市施行とすべき案件だと判明した場合、「さらなる助成金を支払うに値する」と言いたいのか。
 - 組合施行という「実施手法の妥当性を考察する」ことにより、組合自身の責任で行う組合施行による事業であっても、本来負うべきであった市の責任の有無を明らかにする趣旨から実施した。
市施行の場合、助成金は発生しない。予算・決算は市議会の承認が必要で、会計処理も財務会計システムで管理され、科目偽装がされることはなかったということ。
- * 第三者評価委員会に提出した資料だけ提出したというが、それ以外にも大切な資料がある。そのルールはどのように決めたのか。
 - 議会からの資料請求は第三者評価委員会の資料は全てということで提供した次第で、ほかの資料については伺っていなかった。
- * 企業公社は川辺堀之内土地区画整理事業に関する事業委託をうけた際、区画整理の経験がある市職員 0B がいればやっていけると考えていたようだが、実際に実務の技術的能力を有し、事業を最後まで完成に導く信頼性を有した事業者であったか。
 - 調査、測量、図面作成など専門的な部分を一部再委託することは一般的であり、再委託先の仕事を管理できる能力が市職員の区画整理経験者 0B がいれば管理可能と考えたと推測できる。
- * 「他の組合における事業受託業者の選定についても同様に 2～3 者程度候補業者の中から組合自身がプロポーザル等によって決定」とあるが、プロポーザルの内容は。
 - 現在は、プロポーザルという形をとられるが、当時はプロポーザルがそれほど一般的ではなかった。上台地区でも採用し、組合は事業委託先を 2～3 者の候補の中から選択する方法をとっている。
- * 日野市で大規模な事業の受託者を決める際の最低限のルール、決まりがあったのかお尋ねしたい。
 - 基本的には東京都の実務手引にあるとおりに行っている。選定方法としては、指名競争入札、プロポーザル、複数社による見積等々があり、組合理事会等で決定する前に区市町村の助言

や指導を仰ぐ場合は市区町村の実施方法を参考にしている。

* K氏の理事長相談役報酬が5回にわたり値上げされているが、値上げ根拠を総会で確認した事実はなかったのか。

→事件発覚後、組合雇用弁護士から総会で組合員に報告があったもの。1回目の値上げは理事の了解を得たが、以降は理事らが分からないところで値上げがあったとのこと。

*平成24年5月1日付けでK氏が組合の理事長相談役就任の「個人委託契約」結んだ事実を市はいつ知ったのか。全くのボランティアで委託内容を請け負うと認識したのか。報酬を得ていることを、いつ頃、何をきっかけに認識したのか。

→報酬を得ているという認識は、第42回理事会（平成24年4月10日開催）で、理事長相談役の給与等について協議がされている（就任時の給料、216,000円/月＋交通実費）。議事録によれば、市職員は出席していないが、平成24年4月6日に担当者が事前説明を受けており、理事長相談役の給与等の金額についても説明を受け、当時の課長まで供覧。令和元年度に行われた第三者実態調査委員会のヒアリングにおいて、当時の課長は、「公務員は兼職が禁止されているから、市立病院に勤務中のK氏が報酬を受け取るはずがないという認識であった」と答えている。

*区画整理事業の完了を思えば、助成金を出すことはやむを得ないと思うが、貸与など出す名目を再検討できないか。

→事業完了に不可欠であることを客観的に確認できる範囲に限定したうえで、貸与については、財政課とも検討していかないといけないと考えている。

◇令和7年8月7日（木）（第4回）

会派等から提出された報告書に対する質問事項への回答を踏まえ、報告書の目次

「4. 総括事項」及び要求資料に関する質疑が行われた。

【主な質疑】

*事業の早期完了を目指して、市施行ではなく組合施行とした理由は。

→都市計画決定を待つと事業開始が遅れること、平成3年のまちづくり調査において、組合施行で行うと決定したこと、隣接の東豊田区画整理を組合施行で実施した実績があること、以上3点から川辺堀之内を組合施行と決定した。

*再発防止に向けた取組と責任を果たすための事業完了に向けた取組事例と進捗について伺う。

→組合の独立性は確保しつつ、情報共有は常に行い難航権利者との交渉には同席するなど課題解決にあたるとともに、将来管理者と調整し、移転費用を削減するため、支障物件にかからないよう道路幅員を出来るだけ小さくする等の取組を行っている。

また、第8回事業計画変更で、売れ残り保留地と理事の換地の交換を検討している。売りやすい形、価格にすることで、資産の流動性を高めることが出来る。

*市施行ではなく組合施行の手法がとられた「市側の強い動機」について言及されている。再発防止として「純粋な地元地権者からの発意・発起を必要条件にする」ことを考える必要とのことで総括されているが、市の見解を伺う。

→組合区画整理事業は本来、地元地権者の発意・発起で始められるもの。川辺堀之内地区では、市が地元地権者を誘導し、組合施行区画整理を始めたが、責任の所在が曖昧となり、一連の

事件を引き起こしたことを反省して、今後は市が地権者を誘導するようなことはせず、本来の形に戻していく。

*再発防止策の一つである「業務代行方式」の再発防止効果、また、従来方式で直接調整役を担った元副市長のK氏のポジションとの違いを伺う。

→保留地が想定より高く売却できた場合、従来方式では本来全て組合の収入となるが、K氏は勝手に不当な手当をつくって自らの収入とした。一方、業務代行者は同様の場合、契約で決められた額を超える部分は、正当に自らの収入とすることができ、わざわざ科目偽装する必要がなく、再発防止になると認識している。

業務代行方式では、責任の多くが組合から業務代行者に移り、業務代行者は建設業者やハウスメーカーとタッグを組んで組合と契約を結ぶため、入札不調はなく、保留地はハウスメーカーが全て購入するので、売れ残り保留地も生じない。

*組合及び理事による十分な自助努力とは、何を実施すれば自助努力をしたと言えるのか。

→組合のガバナンス再構築のため、月1回の理事会で弁護士、会計士、コンサルも参加して課題解決にあたっている。また、事業費確保のため、理事が自らの換地と売れ残り保留地の交換を予定している。

*評価委員から隠れ蓑と表された、助成金 25/100 の役割と今後の必要性について市の見解を伺う。

→仮に事業費が上がった場合、内容を精査し上乗せ額を検討しなければならない。この助成金要綱の状況については今後、見直しの検討を行う必要がある。

*実質的には市が事業を主導していたにもかかわらず、施行者として自ら責任を負わず、また、直接的な監督権限を有しないことで、責任の所在が曖昧になり、一連の事件を引き起こしたとあるが、当時の議会はどのような役割を果たしていたのか。あるいは地元地権者と市間に議員は関係していなかったのか。

→市が組合施行区画整理事業の実施を決定した際、議会の関わりを示す資料、地元地権者と市間に議員が関係したことを示す資料は確認出来ていない。

*今後事業を再開する上では市と組合双方の体質的改善が求められるが、報告書の位置付けは体質的改善が第一か事業再開が第一であるのか、市の見解を求める。

→適正性が客観的に確認できる範囲で助成金を交付することで早急な事業完了に導くことが第一。換地処分につながる経費は新たな経費で妥当性もあり、内訳をみせることで客観性も出てくるものと考えています。

*売れ残りの保留地を公園用地や理事の換地と交換、売却しやすくする場合の歳入面での効果は。

→第8回事業計画変更では、支障物件の移転の必要性をなくすため、道路幅員を狭める等の再配置をすることで、歳出削減をし、収支のバランスをとったとのことである。歳入面は大きな増とはならないが、換金性が高められる。

*定期事務監査の未実施を、いつ把握をされたのか。19年度以降の全ての組合施行について、定期事務監査がやられなくなったのか、確認をさせていただきたい。また、監査結果はどのレベルで報告・共有され、決裁されるべきものなのか。

→判明したのは、令和2年か令和3年だったかと思われる。平成19年から一切ほかの地区にも行われなかった。現在、定期事務監査は行っており、部長までの決裁で運用している。

*「この要綱改正については、トップダウンによって行われた可能性があり…事実を確認することはできなかった」とあるが、どういう経緯で改正に至ったのか。H氏はどういう認識なのか。部長、課長はどう言っているのか。

→平成28年12月1日に土地区画整理事業助成要綱第3条「助成の範囲」及び第4条「助成額」を見直し、助成の対象となる事業の拡充により事業の推進を促し、また、今後新たに土地区画整理事業が展開された際、事業に対する助成をより柔軟にできるよう改正したもの。

この件のH氏の見解は、当時、K氏から要望を受けていないし、まちづくり部長や区画整理課長に指示した記憶もない、との回答であった。なお、当時の課長はヒアリングで、H副市长より改定の指示を受けた、と答えている。

*組合施行準備会の段階での業務委託を受託した企業公社の見積書写しが提出されたが、その内訳書は仕様書に比べて大雑把である。こういう類いの内訳書でよしとするのか。

→よしとしたかどうかであるが、基本的には企業公社から組合に提出されたものと認識している。

*K氏の報酬（日額18,000円の契約）を示す、平成24年4月6日の第42回理事会開催の事前説明資料には係、係長、課長の3人の押印がある。市としていつ把握していたのか。今回の委員会に初めて出すに至った背景や経緯を問う。

→今回の第三者の評価委員会、昔に行った第三者調査委員会についても文書の存在は全く認識していなかった。

調査特別委員会が立ち上がった中で、同じ過ちを犯さない、やらないことを前提で、非常に真摯に受け止めて反省し、組合事業を完了させることで責任を取っていきたいと感じている。今回の報告書に対する資料の請求があった段階で、紙もデータも全て洗い出す方針のもと、一生懸命調べ直して出てきた資料を新たに提出した。

*区画整理事業を完了させるための市の最大限のバックアップについて、具体的な内容を聞きたい。

→市議会の承認が前提だが、換地処分の作業費に対する市助成金1億7,300万円の交付が最大のバックアップとなる。その他、技術的支援として、組合運営の支援や難航権利者との交渉同席、また、認可権者の東京都とのパイプ役などが挙げられる。

*川辺堀之内地域の住民の安心いただける取組が何より大事、丁寧な対応を要望する情報発信について問う。

→平日の8:30~17:15事務所にコンサルタント職員が常駐し、問い合わせ等に対応している。助成金支出等が整理できれば、今後の事業展開の説明をしっかりと行う。

◇令和7年8月18日（月）（第5回）

8月7日の委員会にて答弁の保留があった件及び新たに資料提出があった件について、執行部より答弁ならびに説明を受けた。

【主な質疑】

*調査設計費の1億1,800万円増額分の内容を問う。

→換地処分が具体的に見えてきた中で、改めて民間コンサルタント会社へ見積もりを依頼した結果である。

*令和7年度、8年度に収入が見込まれている保留地処分金について、今後の見通しを問う。
→理事の換地との交換や都市計画道路の車両通行などにより売却促進していきたいと考えている。

委員よりK氏に対し参考人として出席を求めたいとの申し出があり、採決の結果、挙手少数により参考人の出席を求めないこととなった。

土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する提言等について、補足説明や意見等の討議がされた。

※委員会終了後、8月28日(木)までに①原因分析と責任論、②再発防止、③監査(チェック機能強化)、④残事業、⑤助成金支出の妥当性、⑥その他に関して提言等を提出することとなった。

◇令和7年9月2日(火)(第6回)

土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対し、事前に提出された提言等について意見交換を行った。

◇令和7年9月25日(木)(第7回)

土地区画整理組合助成金詐欺事件等の問題に関する報告書に対する提言、議長へ提出する調査特別委員会の調査報告書についての意見交換を行った。

(2) 課題の洗い直し及び報告書の判断の妥当性・評価に関する意見

①原因分析と責任論

概要	会派・委員名
<p>1.川辺堀之内土地区画整理事業をめぐる一連の不正問題の第一義的責任がK氏にあることは明らかである。その責任は刑事(有罪判決)、民事(訴訟中)で争われている部分に限っての法的責任だけにとどまらない。組合設立から企業公社への業務委託、さらには本人への個人委託・兼業、秘密裏に行われていた理事監事協議会、そして本人、理事監事、事務職員などへ手当て・報酬を増額・分配する所業等々、行政や組合が守るべきルール・信義則をことごとく毀損し、市民の信頼を失わしめた責任は極めて重大である。</p> <p>2.市の責任も抜きがたく重大である。少なくとも以下3点の具体的な事実において市の責任は明らかである。</p> <p>①市の全面的な主導・関与のもとで組合事業を立ち上げ、企業公社を選定した責任</p> <p>②定期事務監査を取りやめ、個人委託によるK氏の参入及び違法な兼業をスルーし、理事会への出席もやめるなど、K氏の不正をチェックするどころか逆に解除し、見逃しお膳立てをしたとも取れるような状況をつくった責任。</p> <p>③理不尽で道理のない助成要綱改正の圧力に、課長、部長、副市長、市長あげて屈し、不当な助成金・税金の支出を認めた責任。</p> <p>さらにより根本的には、現役時代から権勢を振るっていたK氏を、副市長退任後も重用、頼りにし、隠然たる影響力の行使を事実上容認した歴代市長の政治責任は極めて重い。</p> <p>3.都の責任についても言及しないわけにはいかない。法的に認可・監督権限を持ち、自ら策定している「実務手引き」に反する経過や事実をスルーし認可・容認し続けた責任は免れ得ない。以下、2点は明確である。</p> <p>①「実務手引き」に反して、競争のない随意契約での事業者選定を認め、また実務遂行能力が疑われる企業公社選定による事業認可を行なった責任</p>	<p>日本共産党市議団</p>

<p>②企業公社の選定・委託の実態があるにもかかわらず、別に K 氏への個人委託が行われている異常な実態を把握しながら、これを容認した責任。</p> <p>また、「高い信頼性を有した業者を選定すること」との「実務手引き」に抵触する個人委託であるにもかかわらず、問題視せず、ともに指導にあたっている日野市への問い合わせや確認を行うこともせず、これを容認した責任。</p> <p>4.組合役員(理事・監事)の責任は、区画整理法第28条「組合の業務を代行し、及び組合を代表する」という役員の役割に照らして問われる。組合員から選出されている代表としての性格という観点から、その責任は重い。</p> <p>具体的には、この区画整理事業をどのように完成に導くのか、事業計画・資金計画の立て直し等に役員としてどのように責任を果たすのか、厳しく問われ、求められている。</p> <p>5.行政を監視・チェックすべき議会自らの責任も問われる問題である。組合施行は、市施行とは違い、組合への補助金の支出という形を取るため、見えにくく把握しにくいとされる。しかし、だからこそこうした重大な不正が長期にわたって見逃されてきたという面を直視しなければならない。その責任は明らかである。</p> <p>議会として反省し、教訓とし、組合設立の段階から事業計画、定款、総会文書・資料などの基本的なデータを把握し、予決算の審議において助成金などを通じて厳しくチェックしていくことが必要である。</p>	
<p>提言1,現状認識について、</p> <p>○ 日野市・幹部職員は、詐欺事件の全容をきちんと把握し、反省する事を求める。</p> <p>市は、「この区画整理事業は、元々、市施行でやるべき事業であった。」と組合施行を否定しながら、「しかし、組合施行とした事について、問題は無かった。」事により、「助成金を再支出する事について問題は無い」という意味不明な総括している。また、資金の枯渇は高額報酬がバラまかれた事によって起きたにも拘らず、それに関しては一切触れていない。本委員会においては、事実を都合よく歪めて解釈しているこうした事例について、検証させて頂いた。</p> <p>要するに、市は、助成金支出の正当性を認めてもらうために、ご都合主義の説明をしたに外ならず、不誠実極まりない態度と言える。</p> <p>「詐欺師の生みの親は日野市である」という現実を、市・幹部職員は、きちんと自覚し、しっかり反省するよう求めるものである。</p> <p>提言2,市長の責任について、</p> <p>○ 馬場氏、大坪氏のどこに問題があったのかに関して、明確にすべきである。</p> <p>馬場元市長が「市長の裁量権」を行使して K 氏と雇用契約を結び、大坪市長がその契約を更新し続けたからこそ、K 氏は 70 代にして臨時職員であり続ける事ができた。かつ、K 氏が実質的に担っていたのが「市長代行」業務であったことからしても、K 氏の直属の上司は、この二人の元市長に他ならない。</p> <p>にも拘らず、市はこの間、この2人の市長の責任に関しては総括を放棄しており、本報告書においても、一切触れていないため、残念ながら、今回をもって 100%の総括とは成り得ない。二人の元市長の責任について明確にするべきである。</p> <p>○ 日野市長となった者は、市長就任後に「市長の裁量権」を乱用することなく、compliance 意識の高揚に努め、無謬とは決別する事を誓う」という宣言文書にサインする条例を制定し、市長の裁量権を発動する際の細かな規定作りを、日野市議会として目指すべきである。</p> <p>提言3,市議会の責任について、</p> <p>為政者の暴走を止めるルールこそ、再優先で構築すべき！</p> <p>日野市議会においては、その違法性について議員から指摘されているにもかかわらず、「100 条委員会の設置を求める決議」は、2 度に渡って否決されている。その代わりとして、「市が総括した内容を第三者委員に評価させた結果として出てきた報告について市議会で審議する」という形が取られているが、そもそも、日野市は原因を作った側の立場にいますので、今回のように、判断の前提となる経緯や現状の把握に関しては市の主張に沿って都合良くすり替えられてしまう事が起きるわけで、その場合には、認識のすり合わせから始めなくてはならない始末である。日野市議会は、原因分析や総括を、常に市にお任せする安易さから</p>	<p>奥野委員</p>

<p>脱却すべきである。こうした議会と当局との「なれ合い」や「依存体質」こそが、市長に関しては、北川原問題、元副市長 K 氏に関しては、詐欺事件という暴走を招く要因となっている。</p> <p>提言4, 職員の責任</p> <p>「市長代行」という条例に無い立場にある K 氏に対して、「自分が彼を指導する立場にあると自覚できた職員は皆無であった」事を鑑みれば、職員の責任を追究する事などできない。「責任の所在が曖昧」な状況というのは、「責任の所在が曖昧なポジション」を市長が作ってしまった事により起きているわけで、市は、その根本的な問題から目を背けている。どこに問題があるのかを曖昧にしたまま総括をしてしまうと、職員に、二重三重に無用なタガをはめる結果となってしまう点に留意すべきである。</p> <p>提言5, 組合の責任</p> <p>○ 事業の進行を管理する立場にある理事らが、その任務を怠った事により資金計画に穴をあけてしまった事については、理事ら全員の責任が問われるべきである。</p> <p>貰い過ぎた報酬を返還した事については、当然の事をしたままであって、責任を果たした事にはならない。事業収支にさらなる不足が出た場合には、「再減歩において対応する」というところまで腹を括って頂きたい。</p> <p>○ 監事 2 名に関しては、「助成金が入っている会計から高額報酬や商品券がばら撒かれている事は不適切である」という認識は、当然、あったわけなので、監査という立場にありながら十分に役目を果たさなかったことになる。</p> <p>K 氏は、黒字分を関係者にばら撒くための根拠とするために、手当の規定を 20 種類近くも作成し報告をしていたわけなので、「意味が分からなかった」という言い訳は、理事らには通用しても、監事二人に関しては通用しないのである。「K 氏の犯罪を食い止められなかった最大の原因がここにある」と言っても過言ではない。監事二人の責任は重大で、組合が被った被害金額のうちいくらかでも、償うべき立場にあると考える。</p> <p>提言6, 企業公社の責任</p> <p>企業公社については、評価委員 B 氏から、「建設コンサルタントと同等のノウハウなど持ち合わせていない」という評価が下されている事により、企業公社が K 氏に委託業務を丸投げした理由についても、企業公社にノウハウが無い事が原因であると推察される。</p> <p>しかし、業務を丸投げしたからと言って、K 氏の進行管理をチェックする義務まで丸投げして良いわけでは無い。把握を怠った責任は、しっかりと問われるべきである。</p> <p>ノウハウのない企業公社を組合に推薦した責任は日野市にあるが、株主である日野市に対して、K 氏の実情について、一切、報告しなかった企業公社の責任は重い。</p>	
--	--

②再発防止

概要	会派・委員名
<p>【市による監督権限の明確化と実効性確保】(重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第 123 条に基づく指導権限を積極的に行使し、監督責任を明確化する <p>【事務局運営の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員 OB への個人委託・相談役などの特別な役職雇用は原則禁止とする ・業務代行方式の積極的導入を推進し、組合運営の専門性と客観性を向上させる <p>【全庁的なガバナンス体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部署間の情報共有体制を強化し、縦割り意識の解消を図る ・リスク管理体制の整備と定期的な見直しを実施する <p>【職員の職務遂行体制の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業に関わる職員の専門性向上のための継続的な研修制度を確立する ・市職員 OB との関係性について適正な距離感を保つためのガイドラインを策定する 	自民党
<p>特別委員会の質疑の中で平成 24 年 4 月 6 日付けの文書が初めて明るみになった。その内容は K 氏が理事長相談役として報酬を得るというものである。この内容は極めて重要かつ重大な事実である。今まで議会の場合等で様々な議論・質疑が行われてきたが、この文書の存在は一切明らかにされていない。なぜ今になってこの文書が明らかになったのか疑問が残</p>	公明党

<p>る。文書の扱い方について杜撰と言わざるを得ない。文書全般の取り扱いについて、市の徹底した検証を要望する。</p> <p>またこの文書は課長まで供覧されていることも事実として判明した。このことは少なくとも課内にはこの情報が行き渡っていたことを意味する。市としてはこの時点ではまだ K 氏が報酬を得ているという認識を持ったとは言い切れないと説明しているが、ある意味情報を握りつぶしたと言っても過言ではない。結果的に関係者が口をつぐんでいたということになる。このような職員の姿勢・態度・認識そのものに今回の問題の本質的・根本的な問題があると言わざるを得ない。</p> <p>この悪しき体質を猛省し、二度とこのような事案が起こらないよう、徹底した組織風土の改革を日常的に行っていくことを強く要望する。</p> <p>今回の悪しき事例を風化させないためにも、この問題に特化した職員研修等の実施を要望する。</p>	
<p>市として再発防止の柱とすべきは、組合施行を監督・指導できる体制をしっかりと確立することである。市が適切に監督・指導・援助し、完成へと導くためには、その専門的能力・専門性の蓄積と体制の充実が必要不可欠である。</p> <p>市報告書は、業務代行方式を推奨する方向が示されている。業務代行方式は、なるほど行政の負担は軽減されるとされ、責任も業務代行業者に転嫁される面があるのかも知れないが、再発防止という観点からは疑問である。</p> <p>財源不足と長期化で困難を極めている市施行4地区の区画整理事業を抱える日野市においては、市施行及び組合施行の区画整理事業をしっかりと監督・指導できる専門性の蓄積と体制の拡充を再発防止策の柱にすべきである。</p> <p>また、根本的には、地方自治体の本分である住民自治の精神をとり戻す取り組みが必要である。不正とは対極にあり、また不正を許さない市役所の体質は、住民自治の発揮、徹底した情報公開と住民参加によるまちづくりの推進によって日々築かれていくものではないか。あらためて再発防止の取り組みの大前提として、徹底した公開と参加による住民自治の発揮を求めるものである。</p>	<p>日本共産党市議団</p>
<p>□組合施行認可前段階における「純粋な地元地権者からの発意・発起」を再発防止として掲げているが、組合施行認可前の検討段階での「市の責務」を明確にしないと、本再発防止が機能しない。本事件の反省・教訓を将来に活かすため、川辺堀之内土地区画整理事業の現在(令和7年8月時点)の理事会メンバーとの意見交換を実施し、組合設立前の「日野市の責務・役割」について追加したい事項がないか、確認すること。</p> <p>□監査機能を外部委託する判断に対して日野市助成金支出対象事由とすることが妥当と考える。</p> <p>□日野市助成金要綱の「総事業費の 25/100」の妥当性について、助成金対象となる事業内容で厳正なチェックを図ることは当然であるが、本事案で「総事業費の 25/100」との金額的要素で助成対象範囲を許容するか?のような、誤解を招いた恐れも否定できない。文言削除や数値見直し含め、必要性について改めて庁内検討し再発防止策に明記を求める。</p>	<p>チームみらい</p>
<p>提言1, 馬場元市長と大坪市長は、臨時職員である K 氏に、日野市のナンバー2 の地位を保証した。地方公務員法上、ありえない形態で雇用した結果として、K 氏が権利を乱用した結果、税金の私物化が起きたわけなので、馬場氏、大坪氏、この二人の元副市長の関与の仕方について、しっかりと検証し、その責任について明確化し、後世に伝える事こそが、最大の再発防止となる。</p> <p>提言2, 条例や規則上にある「市長の裁量権によって何でもできる規定」に関しては、その目的や手法を明確化し、裁量権の逸脱に当たらないかを厳密に審査する手順の構築が求められる。</p> <p>提言3, 議会として、市長の「責任の取り方」と「免責」に関する基準を定めた条例の制定を目指すべ</p>	<p>奥野委員</p>

<p>きである。</p> <p>提言4, 令和5年度に、「日野市補助金等の交付に関する規則」が全部改正された際に、その第3条から、「補助金等が、税金その他の貴重な財源で賄われているものである事に特に留意し」という文言が消し去られたが、この文言については、「職員に税金の重みを自覚して頂くことが重要」という見地から復活させるべきである。再改正を求める。</p> <p>提言5, 「内部通報制度」や「日野市内部統制基本方針」を策定したものの、実名公表ができない背景には、仕返しを恐れる庁内風土がある。どうすれば声を上げやすくなるのかに関して、知恵を絞る必要がある。</p> <p>提言6, 「職員の資質の問題ではない」という総括に留まる事無く、「資質の向上に向けた職員教育」や「優秀な職員の採用と確保」等も含めた総合的な改革を求めたい。</p> <p>提言7, K氏が理事長相談役として「擁壁の対象化」や「助成対象道路幅の拡大」を市に要求した途端に、いとも簡単に、日野市土地区画整理事業助成要綱が、川辺堀之内区画整理組合にとって都合の良い内容に改定されてしまった。そうした事実をきちんと反省し、「市長に忖度して一部の団体・個人を優遇するような態度」については改めるよう、管理職に徹底すべきある。</p> <p>提言8, 評価委員 A氏から頂いた「二重三重の確認体制」や「管理職の責任範囲の明確化」等々のアドバイスに同感するが、そのアドバイスを履行するにあたり、庁内に2点の課題が内在している事について指摘しておきたい。</p> <p>① 現在の人事評価の下では、部下がミスをして、上司が部下を庇いミスを認めようとしない。なぜならば、認めた途端に、上司である自分の評価まで下がるからである。このような人事評価体制の下で、「管理職の責任範囲の明確化」が機能するとは思えない。</p> <p>② 恒常的な人員不足を解決せずして、「二重三重の確認体制」を敷いてしまったならば、管理職は次々と過労で倒れていく事になる。そうした深部にまで光を当てて、「自己客観視」を前提に検証する必要がある。検証の制度を極めて頂きたい。</p> <p>提言9, 今後は、組合施行の区画整理は業務代行方式を基本とし、組合自身が信頼のおける事業者を選択する事とし、市は、助成金の支出と適正使用の確認に撤する事を求める。それによって、「一蓮托生の尻拭い」を防ぐことが可能だと考える。</p> <p>提言10, 要綱行政の改革が必要である。助成金を支給する条例を制定する際、その詳細については要綱で定める事になるが、議会の議決を経ずに行政内部の判断によって変更が可能である事により、第三者の批判的な目が届きにくい。かつ、今回のH元副市長のように、申請団体(川辺組合)と関係のある人間が理事者となった場合は、いとも簡単に要綱を変更できてしまう。こうした事を防ぐため、議会の承認を必要としない要綱行政においては、金額に直結する部分の変更に関し、変更した旨を議会に報告すべきである。</p>	
--	--

③監査（チェック機能強化）

概要	会派・委員名
<p>【市による監督権限の明確化と実効性確保】(重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合理事会への市職員出席を制度化し、出席者の役割・権限・責任を明文化する ・組合の定期事務監査を年2回以上実施し、監査要領・手順の遵守を徹底する 	自民党
<p>市報告書にあるように、助成金検査や定期事務監査を充実させたり、市職員複数での理事会への出席や事前調整などでチェックシステムを強化することは重要である。</p> <p>しかし、そうしたチェックシステムをいくら整えたとしても、チェックできる専門的力量と充実</p>	日本共産党市議団

<p>した体制がなければ、形式的なチェック・手続きにとどまりかねない。</p> <p>チェック機能の強化にあたって市に求められていることは、系統的にマンパワーを育成し、区画整理の専門性を行政内部に蓄積すること、そしてその体制を確立することである。</p>	
<p>提言1, 監査に関して</p> <p>解決策として一番効果的だと考えられるのが、民間法人において抜き打ちで実施されている「業務監査」であると考え。行政監査は、結果報告を了承するための「単なる手続き」ではないが、助成金の審査や生活保護のケースワーク等のお金の流れを管理・監査する部署に関しては、むしろ、「抜き打ち検査」により、途中経過を切り取る方が、資金管理の状況が露わに見えるし、評価を正確なものとする。定期監査ではなく、「マル査」のような制度をぜひ導入して頂きたい。</p> <p>提言2, 助成要綱に関して</p> <p>要綱が改正されて、助成の対象に「擁壁工事」が加わる事となったが、ただ単に「擁壁工事」としか規定されていないために、要綱改正後すぐに「第 5 回事業計画変更」が行われ、その中には、区画道路や保留地の造成とは全く関係のない擁壁、即ち、個人宅の資産価値を高める事を目的とした擁壁工事の費用を含めた。要綱には、「擁壁」としか書いていない以上、そうした物も申請対象となるため、当初計画には無いものが入り込む事となった。そして、事業計画変更と同時に、助成金も 7 億円から 7.7 億円に増額している。</p> <p>以上の経緯から、助成要綱の改正に当たっては、以下の点に留意して頂きたい。</p> <p>○助成要綱を変更する場合には、常に、許容範囲を明確に規定する。</p> <p>○助成対象の道路幅を 6mに戻し、助成対象の擁壁を区画道路に付随する擁壁工事に限定する。</p> <p>提言3, コンサルタントの選定</p> <p>組合の理想、目的、方法論、等々について価値観を共有できる相手かどうかを、組合自身が見極めて事業者を選定するか、あるいは、指名付き一般競争入札に臨む方が良いと考える。</p> <p>提言4, 最高責任者が責任を負う</p> <p>評価委員 A 氏から、「二重三重の確認体制」と「管理職の責任範囲の明確化」という 2 点の改善策を頂いており、その具体化として、「他部署からのチェックを受ける体制」を市が打ち出した事について、賛同するものである。</p> <p>残る「管理職の責任範囲の明確化」に関しては、「誰が責任を取るのか？」という判断に直結する課題でもある。例えば、ある課題に関する決裁権者が課長であったとしても、課長が部長にその情報を共有していた場合は、その課題の責任範囲内のトップは部長という事になる。逆に、情報が課長で止まっていた場合には、課長が責任を取らざるを得ない。</p> <p>「情報が共有された範囲内の最上部のポジションにある者が、その全責任を負う」という当然のルールを、管理職間で徹底すれば、「管理職の責任範囲」は、自ずと明確になっていく。この至極当たり前でとても単純なルールさえ徹底すれば、不適切事例や法令に抵触する事例に関しては、必ずトップまで届くことになる。ガバナンスの総責任者である市長が「部下から聞いていない」と言って責任を取らない状況については回避する仕組みづくりが肝要である。</p>	<p>奥野委員</p>

④残事業

概要	会派・委員名
<p>【追加助成に関する慎重な検討】(重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合の自助努力を前提とした事業完遂 【市民に対する透明性の確保】 ・事業の進捗状況・財務状況について定期的に市民への報告会を開催する 	<p>自民党</p>
<p>川辺堀之内土地区画整理事業を早期に完了させるための市の最大限のバックアップを要望</p>	<p>公明党</p>

<p>する。</p> <p>残事業については、道路、公園など市の仕様基準を満たさない整備状況のまま終わらせ、市が移管を受けるようなことは避けるべきである。市の仕様に対応する整備を実施・完了させ、「健全な市街地を形成し」「もって公共の福祉の増進に資する」(土地区画整理事業の目的)ようにすることが、組合員に対する役員の重要な責任であるはずである。</p> <p>そのための財源は、評価委員も指摘しているように、組合を代表する役員等による最大限の自助努力によって賄われることを原則とし、追求すべきである。その上でなお、財源不足が生ずる場合は、次項の「助成金支出の妥当性」での提言を前提に、市助成金の投入も了解するものである。</p>	<p>日本共産党市議団</p>
<p>○ 残事業に欠けている点</p> <p>「道路においては、移転補償が発生しないよう設計図を作り直す」とあるが、その対象道路は、元々、市役所方面から市民プールに行くための主要道路であり、国道が完成した場合には、都道と繋がる2本しかない道路のうちの1本である。しかも、もう一本の道路は、国道に侵入する直前にクランクがある大変危険な設計となっているため、本来なら、こちらの道路に誘導すべきであるが、にもかかわらず、最後まで工事が後回しにされたため、予算を削る事の方が優先されて、区域内から排除されてしまった。</p> <p>その道路区間に関しては、いい加減に終結させるのではなく、市として、公的に拡幅工事をすることを確約した上で切り離す事が肝要である。</p>	<p>奥野委員</p>

⑤助成金支出の妥当性

概要	会派・委員名
<p>【助成金交付制度の厳格化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付は事業費の25%以内の基準を見直し、例外規定については客観的な基準を設ける <p>【追加助成に関する慎重な検討】(重複)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな助成金交付については極めて慎重な審査を行い、市民理解を前提とする 	<p>自民党</p>
<p>残事業の財源確保へ組合役員の最大限の自助努力を求め、それでもなお財源不足が生じた場合には、市助成金を投入することはやむを得ないと考え、了解するものである。</p> <p>ただし、以下3点の対応・取り組みが必要不可欠である。</p> <p>①今回の一連の不正の背景と原因、責任の所在を明確にし、議会・市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>②残事業への助成金の必要性と正当性について明確にし、議会・市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>③組合とK氏らとの返還訴訟の結論が下され、組合に相応の返還金が返還された場合、支出された助成金は市へ返還(寄付)されること。</p>	<p>日本共産党市議団</p>
<p>□残事業の精査、組合側の自浄努力、市側の助成金支出に対する考え方を確認した。特別委員会内での再発防止に対する補強点の討論を経てからになるが、現時点で川辺堀之内土地区画整理事業の残事業に対し助成金を支出することは妥当であると捉えている。</p>	<p>チームみらい</p>
<p>提言1, 組合に反省を求める。</p> <p>歴史を紐解くならば、東京都に、川辺堀之内土地区画整理事業組合の設立準備会の届けを出した時点では、公管金が32億8千万円、日野市助成金3億6000万円だったものが、次の「事前協議」の段階では、公管金の額を3億5千万円引き下げて、その代わりに日野市の助成金の方を、K氏主導で3億円4千万円引き上げる操作がやられているが、その後、公管金が予定通り32億円入ってきたにも関わらず、日野市助成金の方は知らんぷりをして、訂正をせずに7億のままできているため、初めから、3億4千万円分のお釣りがくる勘定だった。しかも、同じくこの時点で、保留地面積を5000平米も増やしているため、収入は7億5000万円増加して当然なのに、保留地処分単価を、当初の15万円から11万8000円に引き下げる操作をすることで、1億2000万円も収入を少なく見せかけている。しかし、実際には、13万円以上から15万円で販売できているため、保留地処分金収入は、6億</p>	<p>奥野委員</p>

5000万円から7億5000万円の黒字が出る事を、初めから見込んでいた事になる。よってKは、助成金の3億4000万円と保留地処分金の約7億円を合わせた総額・約10億円が黒字となるように事業を設計していた事がわかる。そして、そのお金が現実に入ってきている事は、第6回計画変更において、返還金の額を11億2000万円と見込んでいた事からも明らかである。

以上のように、川辺堀之内組合は、日野市助成金に頼らざるとも事業を完結するに可能な事業設計となっている以上、助成金の申請対象とはならないという事を、まず、申し上げたい。

第7回事業計画変更においては、11億2000万円のうち、取り返せる分が7億2000万円と確定し、ここにきて約5億6000万円が返還済みだというのに、なぜ、資金は足りなくなったのか？

それは途中から、この黒字を当てにして、当初計画に無い「個人の資産価値を高めるために換地先の畑に擁壁を造成する工事等」を組み込んだことや、K氏逮捕後の軌道修正が遅れた事により、その間に発生した維持管理費が2億円近く膨らんだからに他ならない。

提言2、日野市の猛省を求める。

日野市においては、川辺堀之内土地区画整理事業の組合施行がスタートした当時、市施行の区画整理事業を4つも抱えており、最優先課題ではない川辺堀之内組合に対して丁寧に関与する余力など全く無いにも関わらず、無責任にもこれをスタートさせてしまった事によって、区画整理会計の借金を増加させる一因となっている事や、日野市はここでやっと財政非常事態宣言を解除したばかりである事をきちんと自覚して頂きたい。

組合に対しては、第8回事業計画に対して1億7000万円を助成する方向で組合と協議したようだが、何の関係も無い市民の税金をもって尻拭いするような話ではないと申し上げたい。

日野市が助成額を確定するにあたっては、市民感情をしっかりと踏まえた上で、上記のような相当にシビアな判断をもって金額が設定される必要がある。

提言3、スピーディーな終結を求める。

評価委員B氏は、「大口地権者であるほど、土地区画整理事業から受ける利益は大きい。道義的にも、大口地権者による何らかの負担もやむを得ないものとする。」と述べている。

理事らは、売れ残った土地を理事の土地と交換する事に応じているが、それは等価交換に外ならず、それをもって、責任を負ったという事にはならない。かつ、理事らが国道沿いの特等席を換地してもらっている事や、事業開始前の8万円から15万円へと地価が2倍にアップしている事等を鑑みれば、保留地が売れ残った場合には、理事らが購入する事も検討の上、スピーディーな事業終結を保証する決意が必要と考える。

提言4、組合は、最終的な資金不足に対応する腹積もりを！

1億7千万円の助成金を投入しても資金が不足する場合においては、理事の持つ土地の一部を保留地にする方法により補填して頂く以外に無いため、理事らには、その点をきちんと覚悟して頂く必要がある。

その点、組合側は、第27回総会において「再減歩してでも迷惑はかけない」と発言し、今日に至るまで撤回していないというのに、「再減歩まで責任を負う事は無い」と、市の側が言い出し、またしても組合を庇っている。このような甘やかし方が、誰も責任を取らない組合を作り上げた事について肝に銘じるべきである。求められるがままに、「税金出動」するのではなく、「行政に求められる本来の指導」にあたるよう撤回して頂きたい。

提言5、Kからの返還金を一般会計に入れる事

K氏の不当利得分1億4000万円の返還訴訟は、審議が高裁に移ったが、双方ともに新たな証拠の提出は困難と見られるため、最低でも地裁判決が出た7000万円については確実に返還されるはずである。

第8回事業計画変更では、このK氏の1億4000万円の不当利得返還分については、返還されるか不確定という事で、算入されていない。要するに、日野市が新たに助成しようとしている1億7000万円は、K氏からの返還金1億4000万円の穴埋めに相当する。

そうである以上は、今後、返還された金額は、当然の事ながら、その全額が日野市に返還さ

<p>れるべきである。 事業が完結し、組合が解散した後に、振り込まれる可能性が高いので、日野市が受領する権利を事前に継承しておくべきである。 提言5、組合は「組合自身の総括」について市民に説明を！ 報告を読む限りにおいて、組合は、資金回収と運営改善に頑張っている事は理解できたが、肝心の「事件が起きた原因」「理事の関与」「理事の責任の取り方」については、組合として議論し、掘り下げた形跡が無い。事態の深刻さに関して、理事らの理解が追い付いていないように感じる。 組合が、再度助成金を申請するからには、組合自身が市民に対して説明責任があると考え</p>	
---	--

⑥その他

概要	会派・委員名
川辺堀之内地域にお住まいの皆様が安心していただけるように、より丁寧な情報発信及び様々な地域要望への対応を要望する。	公明党
<p>市による真相解明への姿勢・信頼性が根本的に問われ、疑われる新資料(出所も発覚時期も元データも不明の「川辺堀之内履歴書」及び課長決裁まで行われていた K 氏の報酬が記載されている理事会に関する文書)が、解決へ向けたこの最終局面で出てきたことは重大である。 この3年間、内部統制や公文書の作成・保存の重要性に関し、研修を重ねるなど全庁的な取り組みを進めてきたはずである。 なぜ、これまで明らかにされてこなかったのか。いつ、どのような経緯でこれらの文書が発見されたのか、公文書管理規程やこの間の研修の到達点に照らして、検証と総括が必要である。</p>	日本共産党市議団

(3) 提言

今回の事件は、執行機関の監視機能という重要な役割を担っている私たち市議会にとっても痛恨の極みであり、教訓として監視機能の向上強化とともに市民の信頼回復に努める決意である。

令和6年12月17日に調査特別委員会を設置以降全7回に及ぶ委員会を開催し、調査を行った結果と提言に向けた委員間協議を踏まえ、以下の通り提言する。

記

提言1. 原因分析と責任論

- ①原因の一つとして、市が主導的立場に立って企業公社を選定し、定期事務監査や理事会への出席を取りやめた責任及びK氏の影響力を事実上容認した歴代市長の責任は重大であると認識すること。
- ②声を上げにくい組織体制、組織風土も本事件を見逃した大きな原因と考える。

提言2. 再発防止

- ①内部統制制度、内部通報制度の形骸化を防ぐ観点も含めた定期的な職員研修体制を構築

すること。

- ②区画整理事業の専門性向上のための継続的な研修を実施するとともに、市職員の理事会出席を原則とし、組合に対しては適切な指導監督を実施すること。

提言3. 監査（チェック機能強化）

- ①市は、組合への監査実施にあたり民間への外部委託などを検討し、チェック機能の実効性を高めること。

提言4. 残事業

- ①市の仕様基準を満たした整備を前提とし、残事業は組合による最大限の自助努力によって賄われることを原則とすること。
- ②事業を早期に完了させるため、市は最大限のバックアップを行うこと。

提言5. 助成金支出の前提事項

- ①日野市土地区画整理助成金要綱を見直し、「総事業費の25/100」の基準の必要性について検討するとともに、第4条（助成額）を改正する場合には議会に報告すること。
- ②残事業への助成金の必要性と正当性については、市民への説明責任を果たし、理解が得られるよう努めること
- ③組合の収支については未確定の要素（返還訴訟）があることから、助成金の交付決定の際にはその点に留意し、余剰金が発生した場合の返還を交付条件とするなどの対応を確認すること。

提言6. その他

- ①地域住民が安心できるよう、事業進捗などに関し、より丁寧な情報発信や報告会等の実施を検討すること。
- ②特別委員会の質疑の中で存在が判明した重要文書もあり、文書全般の取り扱いについて改めて徹底した検証を行うこと。

以上